5　空港保安防災教育訓練センターは、第三項各号に掲げる事項に関する対策のうち技術に関するものについての知識及び技能を習得させるための講習の実施に関する事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

6　空港保安防災教育訓練センターは、大村市に置く。

7　空港保安防災教育訓練センターに、所長を置く。

（騒音防止技術室並びに地域振興・環境調整官及び空港周辺地域活性化推進官）

第百二十三条　空港業務課に、騒音防止技術室並びに地域振興・環境調整官及び空港周辺地域活性化推進官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　地域振興・環境調整官は、命を受けて、次に掲げる重要事項についての連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。

二　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。

5　空港周辺地域活性化推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関する企画及び立案に関すること。

二　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する対策に関する事業の事業計画及び実施に関する事務で特定事項に関すること。

（成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室）

第百二十三条の二　首都圏空港課に、成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室を置く。

5　東京国際空港企画室に、室長を置く。

（騒音防止技術室並びに環境・地域振興調整官及び空港周辺地域活性化推進官）

第百二十三条　環境・地域振興課に、騒音防止技術室並びに環境・地域振興調整官及び空港周辺地域活性化推進官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　環境・地域振興調整官は、命を受けて、環境・地域振興課の所掌事務に関する重要事項についての連絡調整に関する事務をつかさどる。

5　空港周辺地域活性化推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する対策に関する事業の事業計画及び実施に関すること。

二　空港等の設置及び管理に関する事務で空港等を活用した地域の振興に関する企画及び立案に関すること。

（新設）

2　成田国際空港企画室は、成田国際空港の管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　成田国際空港企画室に、室長を置く。

4　東京国際空港企画室は、東京国際空港の管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　東京国際空港企画室に、室長を置く。

（空港安全室及び航空保安対策室並びに安全管理推進官、無人航空機企画調整官、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官、航空保安監査官、交通管制安全監督官及び国際調整官）

第百二十四条　安全企画課に、空港安全室及び航空保安対策室並びに安全管理推進官三人、無人航空機企画調整官、空港安全国際調整官、空港運営安全企画調整官、航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官それぞれ一人並びに交通管制安全監督官七人及び国際調整官一人を置く。

2　空港安全室は、空港等に係る安全に関する国際的な基準についての企画及び立案並びに当該基準に基づく措置の実施に関する監査及び指導に関する事務（空港安全国際調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　空港安全室に、室長を置く。

4　航空保安対策室は、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪（以下「航空に関する犯罪」という。以下この条において同じ。）の防止のための対策に係るものに関する事務（航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　航空保安対策室に、室長を置く。

6・7　（略）

（国際・危機管理室並びに安全管理推進官、無人航空機企画調整官、交通管制安全監督官、国際調整官及び危機管理調整官）

第百二十四条　安全企画課に、国際・危機管理室並びに安全管理推進官三人、無人航空機企画調整官一人、交通管制安全監督官七人並びに国際調整官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

2　国際・危機管理室は、安全企画課の所掌に属する国際関係事務及び航空に関する危機管理に関する事務に関する基本的な事項に係る企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　国際・危機管理室に、室長を置く。

（新設）

4・5　（新設）

6　（略）